



平成 24 年 5 月 31 日

各 位

株 式 会 社 平 賀
代 表 取 締 役 社 長 中 村 則 丈
(J A S D A Q ・ コード 7 8 6 3)
問 い 合 わ せ 先
取 締 役 管 理 本 部 長 柴 田 憲 一
T E L (0 3) 3 9 9 1 - 4 5 4 1

社内調査報告書の提出について

平成 24 年 5 月 28 日付け公表の「平成 23 年 3 月期の配当金について」によりお知らせいたしました、平成 23 年 6 月 29 日開催の第 56 回定時株主総会において、1 株当たり 30 円の配当金を行うことを決議し、結果として、会社法及び会社計算規則により算定した分配可能額を超え、平成 23 年 3 月期末配当金の支払いをした件に関して、本日、社内調査委員会より、別添の調査報告書を当社取締役会に提出いたしました。

その調査報告書につきまして、外部調査委員会へ提出いたします。

以 上

別添

調査報告書

平成 24 年 5 月 31 日
(株)平賀 社内調査委員会

【調査の概要】

1. 調査の目的
2. 調査期間
3. 社内調査の方法
4. 社内調査委員会の構成
5. 本件事実の概要
6. 本件事実の発生及び開示までの経緯
7. 本件発生原因の分析

1. 調査の目的

当社は、平成 23 年 6 月 29 日開催の第 56 回定時株主総会において、1 株当たり 30 円の配当金を行うことを決議し、結果として、会社法及び会社計算規則により算定した分配可能額を超え、平成 23 年 3 月期末配当金の支払いを実施いたしました。本調査の目的は、本件事実の概要、本件事実の発生の経緯及び発生原因の分析を明確にすることを目的としております。

2. 調査期間

平成 24 年 5 月 28 日から同月 31 日まで

3. 社内調査の方法

発生の経緯、本件関係者に対するヒアリング、発生原因の分析等を行いました。

4. 社内調査委員会の構成

当委員会は、以下 3 名で構成されております。

委員長 取締役管理本部長 柴田憲一

委員 管理部長 須賀通雄

委員 経理課長 鈴木達也

5. 本件事実の概要

当社は、平成 23 年 6 月 29 日開催の第 56 回定時株主総会において、1 株当たり 30 円の配当金を行うことを決議し、結果として、会社法及び会社計算規則により算定した分配可能額を超え、平成 23 年 3 月期末配当金の支払いを実施いたしました。

6. 本件事実の発生及び発表までの経緯

当社の取締役の一人が、過去にセミナーで分配可能額についての講習を受けた経緯があり、当社は大丈夫かと、気に止めたことが発端となり、平成 24 年 5 月 28 日午前中、「第 57 回定時株主総会招集ご通知」の最終確認も含め、取締役及び監査役は検証作業を行いました。

その結果、平成 24 年 3 月期末の分配可能額がマイナスとなっていたことに気づき、会計監査人に状況を説明、検証をお願いした結果、配当金の支払いができないことが明確になりました。

また、平成 24 年 3 月期末の分配可能額がマイナスとなっていたことにより、過去についても疑問が生じたため、会計監査人と検証した結果、平成 23 年 3 月期の配当金についても分配可能額を超えた配当が実施されていたことも確認されました。

この事実が確認されたため、全取締役及び監査役に連絡をし、臨時取締役会を開催し、開示に至りました。

7. 本件発生原因の分析

本件事実の発生の経緯において以下の事項が不備であったと考えられます。

- (1) 「剰余金処分の件」の議案審議において、剰余金の分配可能額に関する計算が管理部において過去に算定した経緯はあるが、最近では算定しておりませんでした。また、取締役会

- 及び監査役会におけるそれぞれのチェックが機能せず、本件の発生に気が付きませんでした。
- (2) 平成 23 年 5 月 13 日開催の取締役会において、本件の配当について付議し承認可決されましたが、自己資本比率 25.5%、1 株当たり純資産額 296.37 円と財政状態が安定しており、起案取締役も異常に気付かず議案を説明し、その場に出席した取締役及び監査役全員も議案の異常性に気が付きませんでした。
 - (3) 決算実務担当部署である経理課において、会社法改正（平成 18 年改正）による正当な配当金の算出方法を正しく理解していませんでした。
 - (4) 分配可能額の計算に関して、関係部署間での役割分担・責任の所在が明らかにされていませんでした。
 - (5) 外部の専門家に対する無形の依存度が高いことによって株主総会招集通知（計算書類等）について、会計監査人等外部専門家に対し、依存感があり、自らの専門的な知識の向上及び再確認の意識に欠けておりました。

以 上